

(17) 学生会細則

第1章 会議細則

第1条 本細則は、学生総会および評議会の議事運営の方法を定めるものである。

第2条 出席人員数の算定は副議長が行い、定数に満ちたとき、これを議長に報告し、議長は、これを確認して開会を宣言する。

第3条 会議の途中で退席する者のため定員数が欠けたときは、議事を進行できない。

第4条 評議会の構成員に事故があるときは、同一組織からの代理人を認める。この場合執行部は、代理人の資格を確認して議長に報告する。

第5条 議長は、議事の秩序を維持し、議事を処理し、議案の上程・採決の確認等会議の運営と進行とに当る。

第6条 議長は、休会・閉会または流会を宣言する。ただし、このときは、執行部にはかることを原則とする。

第7条 提案およびその説明については、原則として執行部がこれを行う。ただし、必要あるときは、執行部以外の関係者がこれを補足することができる。

第8条 学生総会は、評議会の議決事項、会計監査の報告等の重要事項を全会員に提出するための会合であり、学生総会は、提出議案に対して承認または不承認を決定する。

第2章 選挙細則

第9条 本細則は、評議会の議長および副議長を選出するときに適用する。

第10条 議長および副議長は、全評議員の2分の1以上の有効投票を得た者を当選とする。これに該当する者がいないときは、上位2名の決選投票により決定し、両者同数のときは、抽選によって当選人を決定する。

第11条 学生会長および副会長の選挙細則は、別に定める。

第3章 部局細則

第12条 削除

第13条 部及び同好会の会計責任者は、学年始めの会長の示す日までに、その部及び同好会の年間の予算書を会計に提出しなければならない。正当な理由なく、期日までに提出しないときは、予算を割当てられないことがある。

第14条 あらたに同好会を設立しようとするときは、10人以上の発起人を必要とし、以下の事項を記入した設立要望書に連名捺印して、これを学生会書記のもとに提出しなければならない。提出された設立要望書は、学生会執行部で審議の後、学生委員会で審議し、可決されれば、評議会の承認を得たのち学生総会に提案され、承認されれば設立が認められる。

- (1) 代表者氏名・学籍番号
- (2) 発起人全員の氏名・学籍番号
- (3) 顧問教員1名の氏名
- (4) 設立理由
- (5) 年間活動計画
- (6) 日々の活動予定内容
- (7) 活動予定場所

2 次に示す4点を基準に格上げの検討対象と判断された同好会は、評議会で審議を受ける。同会で格上げが適当と議決された場合は、学生総会の承認を経て、部への格上げが決定される。

- (1) 格上げを希望しているとき。
- (2) 会員数が15人以上であり、活動日数が週4日以上であるとき。
- (3) 活動実績が十分であると認められるとき。
- (4) その他、正当と認められる理由があるとき。

3 次に示す3点を基準に格下げの検討対象と判断された部は、評議会で審議を受ける。同会で格下げが適当と議決された場合は、学生総会の承認を経て、同好会への格下げが決定される。

- (1) 部員数が10人以下であり、活動日数が週3日未満であるとき。
- (2) 活動実績が不十分であると認められるとき。
- (3) その他、正当と認められる理由があるとき。

第15条 評議会において次の事項に該当すると認められた場合、部及び同好会は休部を命ぜられ、一切の活動を禁止される。

- (1) 部員・会員数が5人以下であり、活動実績が十分ではないと認められるとき。
- (2) その他、正当と認められる理由があるとき。

第16条 評議会において次の事項に該当すると認められた場合、休部を命ぜられた部及び同好会はその活動を再開することができる。

(1) 部員・会員数が6人以上で、2学年以上にわたっているとき。

(2) その他、正当と認められる理由があるとき。

第17条 活動停止期間が1年を越すときは、執行部は、その部及び同好会の廃止を学生総会に提案するものとする。

第18条 次に示す2点を基準に合併の検討対象と判断された部及び同好会は、評議会で審議を受ける。

原則として当該部長及び同好会代表者に諮ったうえ評議会は、部及び同好会の合併を学生総会に提案する。

(1) 合併を希望しているとき

(2) 合併が適正と認められるとき

第19条 部及び同好会への加入、部及び同好会からの脱退は拘束されないが、会員は、いずれかの部及び同好会に所属することが望ましい。

第4章 会計細則

第20条 予算には、予期し難い支出に備えるため、予備費を計上することができる。予備費は、学生会会計が必要と認めた額を計上するものとする。

第21条 会計年度の中で廃止され、または活動を停止した部及び同好会の予算の残額は、予備費に繰り入れる。またその財産は、学生会会計が管理する。

第22条 合併した部及び同好会の予算は、その年度中、合併以前の予算の合計額とする。またその財産は、合併以前の両者の財産を合わせたものとする。

第23条 部及び同好会は、その会計責任者1名を学生会会計まで通告しておかなければならない。

第24条 経費の支出は、すべて別紙整理要項による。

第25条 各部及び同好会の年間経費の支出額は、その部及び同好会の予算額を超えてはならない。

附 則

本細則は、昭和37年10月1日から実施する。

附 則 (昭和45. 7. 15)

この細則は、昭和45年7月15日から実施する。

附 則 (平成19. 1. 10)

この細則は、平成19年4月1日から実施する。

附 則 (平成24. 3. 16)

この細則は、平成24年4月1日から実施する。

附 則 (平成24. 11. 12)

この細則は、平成25年4月1日から実施する。

附 則 (令和2. 3. 11)

この細則は、令和2年4月1日から実施する。

附 則 (令和3. 2. 15)

この細則は、令和3年4月1日から実施する。

別紙省略